

生徒心得

本校生徒は常に洛東高校生としての誇りを堅持し、生徒の本分をよく守り、はずれた言動をしないこと。各自の努力と協力とによらねば楽しい学校の実現は絶対に望めないものであるから、次に示した具体的な心得をよく守り、有意義な学校生活を送るよう努めること。なお下記の心得の中の禁止事項にふれる行為をした場合は、校則に従って措置を受けることがある。

1 学校生活について

- (1) 自他の人権と人格を尊重し、礼儀と節度を失うことのない言動で人に接すること。
- (2) 他者との交際は、お互いに人格を尊重し合い、健全・明朗なものにすること。
- (3) 学校の内外を問わず、常に知的に行動し、暴力はもとより、あらゆる人権無視の言動や、飲酒・喫煙等の問題行動は起こさないこと。
- (4) 楽しい学校生活を送るために、トラブルが起きないように努力すること。万一、暴力行為等が生じた場合は、それを現認した者はまず制止し、最寄りの先生に連絡すること。
- (5) 公共物損壊行為は絶対しないこと。施設、設備、備品等、公共物は大切に使用すること。万一破損、汚損、紛失等の場合は、速やかに生徒指導部へ届け出ること。
- (6) 現金、物品などの貸借は、なるべく避けること。
- (7) 法律で禁じられている不健全娯楽等それに関わる施設への出入り等、学校内外でのかけごと、売買行為は禁止する。
- (8) 学習に不必要な物品は、学校に持ち込まないこと。また学習用タブレット端末以外の情報端末機器・イヤホンなど、授業に関係のないものは片付けた上で授業を受けること。
- (9) 通学用自転車は、「自転車通学許可願」を提出し、配付されたステッカーを定められた位置に貼付すること。また、決められた駐輪場に置くこと。
- (10) 学校内のコンセントを使用して携帯電話等の充電をしないこと。
- (11) 以下に示す行為に至った場合は重大な規律違反と考え、指導措置を行う。
 - ・喫煙及び同席、タバコ（電子・加熱含む）や喫煙具（マッチ、ライター等）の所持
 - ・飲酒及び同席
 - ・飲酒、喫煙を伴う集会参加
 - ・バイクの「四ない運動プラス1」違反（詳細は「バイク等について」の項に記載）
 - ・暴言、暴力
 - ・授業妨害
 - ・定期考査等における不正行為（受験心得違反）及び幫助・^{ほうじょ}答案改ざん
 - ・故意による器物損壊
 - ・万引き、窃盗
 - ・不健全娯楽（パチンコ、競馬等のかけごとを含む）関連施設への出入り
 - ・薬物等乱用
 - ・凶器及び類似物（ドライバー、ペンチ等）所持

- ・ SNSによる他人への誹謗中傷
- ・ 無許可での画像や動画投稿によるトラブル
- ・ SNSによる他人の個人情報の流出
- ・ その他、学校生活の秩序や生活規律を著しく逸脱、混乱させる行為

2 服装等について

本校生徒の登下校及び学校生活における服装等について、以下のとおり定める。なお、制服の着用に関しては常に身だしなみに注意して、着崩すことなくきちんと着用すること。

- (1) 本校の制服については、ブレザー、スラックスまたはスカート、カッター、ネクタイまたはリボンの着用を正装とする。すべて学校指定品とする。なお、ベスト、セーター、(すべて学校指定品)の着用は随意とする。

- ア ブレザー・ネクタイ・リボンの着用は随意とする。ただし、ネクタイ・リボンはカッターシャツ着用時のみ。
- イ 卒業式や入学式、11月から4月に行われる始業式・終業式等、儀式的行事や学校が指定した日には必ずブレザー・ネクタイまたはリボンを着用すること。
- ウ ポロシャツの着用期間は、5月1日から9月30日までとする。ただし、ポロシャツとベスト・セーターの併用は可とするが、ブレザーとの併用は不可とする。
- エ 厳寒期における登下校時については、ブレザーの上に防寒用の上着を着用してもよい。なお、ブレザーを着用せずに防寒用の上着を着用することは禁止する。
- オ 休業中(長期休業期間を含む)についても、学校に登校する場合は上記規定の服装か部活動等指導教員が認めた服装であること。

- (1) 制服の加工・変形は認めない。
- (2) 靴下は華美な色やデザインのもの禁止。また、ルーズソックス並びにレッグウォーマーの着用も認めない。
- (3) パーマ、染脱色、つけ毛などの頭髪加工は禁止する。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス、サングラス、カラーコンタクトなどの装身具の着用は禁止する。
- (5) 色つきリップ、マスカラ、つけまつげ、ファンデーションなどの化粧および爪の加工・装飾は禁止する。



3 バイク等について

「自分と他人の生命を尊重」する意味で、「四ない運動プラス1」を推進している。四ない運動プラス1とは、「バイクに乗らない」「バイクを買わない」「バイクに乗せてもらわない」「免許を取らない」＋「親が子どもの要求に負けない」こと。四輪免許についても卒業するまで取得しないこと。以上に関して、“違反”があれば、指導措置を受けることになる。

4 アルバイトについて

高校生のアルバイト実施は、青少年の人権（労働条件等）・学習意欲、生活規律等の点で弊害が多く、アルバイトから生活を乱し、さらに学業とアルバイトが見境のないものになっていく場合がある。高度な学習内容を消化吸収していくためには、常に十分な予習・復習が必要で、高等学校在学中は、本来の目的である勉学に専念し、自分の進路をきりひらく基礎学力の充実を図る事が大切である。

本校ではアルバイトは原則禁止する。ただし、家庭事情等でやむを得ず実施を希望する場合は、生徒と保護者が職務、労働条件、労働環境等を十分調査の上、ホームルーム担任と相談して「アルバイト届出書」を提出すること。その際も、アルコール類を主として扱う飲食店、喫茶店、娯楽施設場、夜間にわたるもの等は許可しない。

届け出が受理された場合、アルバイト中は必ず「アルバイト届出書」を携行すること。